個人ローン

平成30年4月2日現在

1.商品名（愛称）	・個人ローン
2.ご利用いただける方	・当金庫の会員および会員資格を有する満20歳以上の個人で、以下の条件を満たし、かつ当金庫が適当と認めた方。 (1) 安定継続した収入がある方。 (2)（一社）しんきん保証基金の保証を受けられる方。 (3) 次のいずれにも該当しない事 ・仮差押、差押もしくは競売の申請または破産、民事再生手続開始等の申立があった方 ・租税を滞納して督促を受けた方、または保全差押を受けた方 ・延滞債務のある方 ・手形交換所の取引停止処分があった方 ・信用を失墜した方 ・制限行為能力者である方 ・反社会的勢力
3.ご融資資金の使途	・健康で文化的な生活を営むために必要な資金で、次のいずれかに該当する。 ①申込人またはその家族（配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟）が必要とする資金。 （申込時点で支払日から1ヵ月以内のものに限り支払済資金も可） ②申込人が①を資金使途として当金庫から借入れた証書貸付型消費者ローン(直近3ヵ月の約定返済に3営業日以上の履行延滞が1度もないものに限る）の借換資金(借換に伴う繰上完済にかかる手数料を含む)。 （削除） ③申込人が当金庫から借入れた当座貸越型消費者ローンの借換え資金(当座貸越型消費者ローンを解約する場合に限る) ※他金融機関から借り入れた当座貸越型消費者ローンの借換え資金は対象外 ただし、事業資金、株式取得資金、投機的資金、税金支払資金（当金庫を窓口として納付される相続税・贈与税を除く)、転貸資金、②、③に該当するものは除く。
4.ご融資金額	・1万円以上500万円以内（1万円単位） ・今回のお申込金額と他信用金庫取引分を含めたしんきん保証基金付消費者ローンの現在残高の合計額は3,000万円以内となります
5.ご融資期間	・3ヶ月以上10年以内
6.ご融資利率	・変動金利 ・当金庫所定の利率を適用させていただきます。 なお、お取引内容に応じた優遇利率もございますので、窓口へお問い合わせ下さい。
7.ご返済方法	・毎月元金均等または毎月元利均等の返済方法があります。　なお、ご融資金額の 50%以内でボーナス返済併用もできます。また、元金返済の据置期間は、6カ月以内です。
8.保証人・担保	・（一社）しんきん保証基金が保証しますので、必要ありません。
9.手数料・保証料	・繰上げ返済手数料は「融資関係その他手数料一覧」をご覧ください。 ・保証料は、（一社）しんきん保証基金の定めた保証料率がご融資利率に含まれています。
10.その他	・お申込みに際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。 ・現在のご融資利率やご返済の試算につきましては、当金庫本支店までお問い合わせ下さい。

利根郡信用金庫